

令和3年9月2日

東京都内所在保険薬局 各位

令和3年度薬局における薬剤交付支援事業の実施について

平素より本会会務にご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和2年度補正予算による「薬局における薬剤交付支援事業」については、令和3年2月末日をもって一旦事業が終了しておりますが、令和3年4月1日より令和3年度事業として開始しております。

令和2年度と令和3年度の事業内容の違いは、0410 対応の場合の患者負担金額が200円から100円に変更されており令和3年4月1日以降の配送等が対象となっております。

また、令和3年9月1日より新型コロナウイルス感染症患者（陽性患者）に対し、薬局の従事者が自宅または宿泊先に直接届けた場合の金額が500円から3,000円に変更となっておりますのでご留意願います。

記

1. 請求方法・請求先について

当該月分を翌月15日までに、当会ホームページ掲載のフォームから情報を入力後、データを送信して下さい。令和2年度に入力された方も改めてアカウントを作成して下さい。（薬局への送金は令和4年6月頃を予定しております）

2. 0410 対応送料の負担について

①薬局の従事者が患者宅等へ直接届けた場合は、患者から100円徴収、東京都薬剤師会へ400円を請求して下さい。

②配送業者を利用する場合は、患者から100円を徴収、送料から100円を引いた残りの金額を東京都薬剤師会へ請求して下さい。

3. CoV 自宅、CoV 宿泊の負担について

薬局の従事者が患者宅等へ直接届けた場合は3,000円（※変更前は500円）を、配送業者を利用する場合は配送料全額を東京都薬剤師会に請求して下さい。

※令和3年4月～8月分までは500円です。

4. 実施期間について：令和3年4月1日～令和4年2月末日です。

（令和4年2月分は令和4年3月15日までに請求を終了して下さい）

※ 問い合わせにつきましては極力Eメールにてお願いいたします。

問い合わせ先：yakuzai-koufu@toyaku.or.jp

関連サイト

※トップページ → 重要なお知らせ →

新型コロナウイルス関連情報はこちらから →

薬局における薬剤交付支援事業 →

1 令和3年度薬剤交付支援事業について（お読み下さい）

[20210902_drugdeliverysupport.pdf \(toyaku.or.jp\)](https://toyaku.or.jp/20210902_drugdeliverysupport.pdf)

※本文中の【別紙】の記載について

「⑤請求に係る手続」において、翌月15日までに事業実施者に実施状況の一覧【別紙】を提出すること～と記載がありますが、

東京都薬剤師会では、上記赤字部分【別紙】提出の代わりに下記フォームに全ての項目を入力、送信いただいております。従って【別紙】を提出いただく必要はありません。

2 薬局における薬剤交付支援事業 請求フォーム（請求申請用）

https://eform.site/tpa_yakuzai2021/users/login

3 薬局における薬剤交付支援事業 請求手続の説明（お読み下さい）

[yakuzaikouhu_tejun.pdf \(toyaku.or.jp\)](https://toyaku.or.jp/yakuzaikouhu_tejun.pdf)